

指導行政のポイント

"教育改革国民会議" 報告の読み方

菱村 幸彦

さる9月22日に、教育改革国民会議の中間報告が公表された。「教育を変える17の提案」と題された報告書は、要点が簡潔にまとめられていて、読みやすい。

実現性の視点から整理

簡潔とはいえ、本紙で17項目の内容を紹介していると、それだけで紙幅がなくなる。詳細は新聞記事等で読んでいただくとして、ここでは中間報告をどう読むかについて私見を述べてみたい(編集部注・報告書は『教職研修』11月号に全文掲載されます)。

教育関係者にとって、第一の関心事は、教育改革国民会議が提言する内容が、今後どのように実施に移されるかであろう。

教育改革国民会議は、7月26日に審議の報告を出したが、このときは議論が生煮えのまま提示されていて、実現性の点で疑問をもたざるを得ないものが少なくなかった。今回の中間報告では、それがかなり整理されている。

たとえば、マスコミで話題となった18歳の国民すべてに1年間の奉仕活動を義務づける提言は、中間報告では将来の検討課題となっている。

また、義務教育開始年齢を5歳から7歳に弾力化する提言も先送りとなっている。

現実的な整理というべきであろう。

ちょうど中間報告が出る前日に、森首相が参議院で所信表明演説をしている。これと中間報告を照らし合わせて読むと、いろいろなことが読み取れておもしろい。首相は、所信表明で次の三点を明らかにした。

(1) 少人数授業等の実施、十分に適性を有しない教員への対策、授業妨害やいじめへの対応、家庭教育の充実、奉仕活動や体験活動の促進、教

育委員会の活性化などの幅広い改革を実行する。

(2) 来年の通常国会を教育改革国会と位置づけ、学校教育に関する事項、公立学校の学級編制、教職員定数の標準などに関する法改正をはじめ一連の教育改革関連法案を提出する。

(3) 教育基本法の見直しは、中央教育審議会等で幅広く国民的な議論を深める。

教育基本法の改正は急がない

この演説と中間報告を重ねると、今後のプログラムがかなり見えてくる。

まず、上記(1)で例示した事項は、文部省がすぐにも実施に取り組むものとみていい。(2)にいう教育改革関連法案の中身は、ここで列挙した事項で法改正を要するものとなる。

問題は、教育基本法の見直しだ。森首相は7月の臨時国会では、教育基本法の改正について意欲的な姿勢を示したが、今回の所信表明では「幅広く国民的な議論を深める」と、やや慎重な態度をとっている。今回の所信表明をみる限り、教育基本法の改正は急がないと読める。

いずれにしても、中間報告の提言は、そのまま実行に移せるものもあろうが、かなりの提言については、さらに関係者による専門的な検討を重ねる必要がある。臨教審答申も、その方法で着実に実施してきたのだ。

(ひしむら・ゆきひこ = 国立教育研究所名誉所員)

...本紙は、教育改革や学校経営の重要性が改めてクローズアップされている現状から、学校の指導に当たる教育委員会を主な対象として9月から2回発行しています(購読代金は不要)。本紙が不要の場合は無料FAX0120-462-488にてご連絡ください。以後の配信はいたしません。FAXによる質問等も受け付けています。

本紙はホームページでも閲覧できます
http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp

教育開発研究所 / 9月の新刊

本日発売! 9月25日刊 好評最新刊

管理職選考グレードアップシリーズ
第4巻

学校の危機管理マニュアル

【編集】菱村 幸彦
(元文部省初中局長・前国研所長)
A5判・230頁・2200円+税

研修誌・図書のご注文は、無料FAX 0120-462-488 をご利用ください。(24時間受付 / 即日発送)